

運免第1175号
令和3年3月24日

交 通 部 内 所 属 長 殿

運 転 免 許 課 長

違反者講習実施要領の制定について

違反者講習の実施については、「違反者講習実施要領の制定について」（平成29年3月2日付け青警本運免第1314号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、報告書の押印を廃止するなどの改正を行い、別添のとおり「違反者講習実施要領」を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

担 当
運転免許課 講習係

別添

違反者講習実施要領

第1 総則

1 目的

この要領は、軽微違反行為により累積点数が6点になり、運転免許(以下「免許」という。)の行政処分の対象となった者に対し、直ちに免許の行政処分を行うのではなく、教育により資質の改善を図ることを目的として、青森県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第3項の規定により、委託して行う同条第1項第13号に規定する違反者講習を適正、かつ、効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 違反者講習を実施するために必要な事務

違反者講習を実施するために必要な事務は、青森県警察本部交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)が行うものとする。

3 受託者の申請、報告等の経由先

違反者講習の受託者が公安委員会に対して行う申請、報告等は、すべて運転免許課長を経由して行うものとする。

第2 基本的留意事項

1 講習指導員の要件

違反者講習に従事する講習指導員は、委託講習等の実施に関する規則(平成23年12月青森県公安委員会規則第9号。以下「委託規則」という。)別表第2(第4条関係)上欄「違反者講習」の下欄に定める講習指導員の要件を満たした者とする。

2 講習施設

受講者を収容できる必要な教材を整えた講習室、自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転に必要な適性に関する調査で、コース又は道路における自動車等を運転させることにより行う検査に基づく指導(以下「実車による指導」という。)が適正かつ効果的に実施できるコースを整えている施設とする。

3 講習用教材

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第38条第13項第2号に定める教材については、次のとおり整備するものとする。

(1) 教本及び視聴覚教材等

ア 教本

違反者講習において使用する教本は、別紙の内容について、正確にまとめられたものを使用すること。

イ 視聴覚教材等

県内の交通実態に関する資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備すること。

また、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備すること。

(2) 自動車等

実車による指導が、適正かつ効果的に実施できるよう、所要の自動車等を必要数整備するものとする。

なお、整備する自動車等は、次表のとおりとする。

自動車等の区分	必要な装置等
大型自動車、中型自動車、及び準中型自動車	補助ブレーキ等の装置を装備したもの
普通自動車	マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したもの
大型自動二輪車及び普通自動二輪車	マニュアル式及びオートマチック式のもの
原動機付自転車	原則としてスクータータイプのもの

(3) 運転シミュレーター

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作により行う検査によるものに基づく指導（以下「シミュレーター操作による指導」という。）の実効が期されるよう、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用の運転シミュレーターで形式認定を受けたもの等適正なものが必要数整備すること。

(4) 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を整備すること。

4 講習の委託

公安委員会が違反者講習を委託できる法人は、府令第38条の3及び委託規則別表第1（第3条関係）上欄「違反者講習」の下欄に定める委託要件を満たし、かつ、違反者講習に係る講習指導員を2人以上確保しているものでなければならない。

5 講習指導員の選任及び解任等

(1) 講習指導員の選任

受託者が講習指導員を選任した場合の手続は、委託規則第5条に定めるところによるものとする。

(2) 講習指導員の解任等

講習指導員に係る解任等の手続は、委託規則第6条に定めるところによるものとする。

第3 講習実施上の留意事項

1 講習の実施区分

違反者講習は、講習を受けようとする者の選択により、社会参加活動を体験させることを含む講習(以下「社会参加活動を含む講習」という。)及び社会参加活動を含む講習以外の講習(以下「社会参加活動を含まない講習」という。)に区分して行うものとする。

2 講習内容及び時間

講習時間は6時間を1日で行うこととし、別添1「違反者講習実施基準」により行うものとする。

3 講習場所

社会参加活動の体験させる場合を除き、前記第2の2で示した講習施設の条件を満たし、かつ、公安委員会が指定した場所とする。

4 受講申請書等の受理

講習当日、講習会場において、受講対象者であることを違反者講習通知書、運転免許証等により確認するほか、免許証の有効期間内であることを確認したのち、受講者から「違反者講習受講申請書」(青森県道路交通規則(平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「申請書」という。)別記様式第36号)及び「違反者講習通知手数料納付書」(以下「納付書」という。別記様式1)を受理すること。

なお、申請書の記載内容及び申請書と納付書に貼付されている手数料(青森県収入証紙)に誤りがないか確認すること。

5 学級編成

(1) 学級編成の基本

社会参加活動を含む講習及び社会参加活動を含まない講習のいずれも1学級の編成は、原則として9人編成とし、運転適性指導については、1グループ3人以内とする。

(2) 講習指導員の配置

1学級につき講習指導員1人を配置すること。また運転適性指導は1グループにつき講習指導員1人を配置すること。

なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、

この者の指示により効果的な講習を行うこと。

(3) 講習学級の細分化

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、免許種別や違反態様に応じ、原則として四輪車又は二輪車の学級編成を行い、それぞれの学級に適した内容の講習を実施すること。

なお、受講人員が少ないため、これらの区分による学級編成が困難である時は、講習科目の講習細目中、共通する内容について、合同で行うことができるものとする。

6 社会参加活動の体験

(1) 社会参加活動の内容

社会参加活動の内容は、地域の実情に応じて多様な活動ができることする。

ただし、活動の内容は、運転者の資質の向上に資する活動に限定されていることに留意すること。

なお、一般的には、次のような活動が考えられるが、この他にも地域の実情に応じて多様な活動ができるものとする。

ア 歩行者等の安全通行のための通行の補助誘導

イ 交通安全の呼び掛け、交通安全チラシを配るなどの広報啓発

ウ 交通安全チラシ、ポスター等の作成

エ カーブミラーの清掃などの道路上の環境整備

オ 放置自転車の整理、撤去の補助

(2) 社会参加活動を体験させる場合の配意事項

受託者は、受講者に対して社会参加活動を体験させるに当たり、次の点に配意すること。

ア 社会参加活動における学級の編成

社会参加活動の学級編成は、原則9人編成とすること。

イ 資器材の準備

受託者は、活動内容に応じて交通腕章、タスキ等の必要な資器材の整備に努めること。

ウ 活動場所への移動

社会参加活動場所への往復の移動は、受託者が行うものとする。

エ 活動要領の説明

社会参加活動が適切に実施できるよう、事前に講習指導員は受講者に対して具体的な活動要領等を説明すること。

オ 各種事故防止

講習指導員は、活動中における受傷事故、トラブル等各種事故の防止に万全を期すること。

7 運転適性指導

自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適

性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づいて行うものとする。

(1) 筆記による検査に基づく指導

筆記による検査は、「科警研編運転適性検査82-3」を使用して受講者全員に実施し、検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導すること。

(2) 器材使用による指導

器材使用による指導は、事故に結びつきやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導すること。

(3) 実車による指導

ア 実車による指導場所等の設定

実車による指導は、前記第2の2で示した施設の条件を満たし、かつ、公安委員会が指定した場所において実施すること。

この場合におけるコース設定は、別添2の「四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」及び「二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」に基づき設定すること。

イ 使用車両

受講者が保有する免許の種類に対応する自動車等を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置をとることができるものとする。

(ア) 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(イ) 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(ウ) 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。

(エ) 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持ち込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ教示するものとする。

ウ 運転行動の診断と指導

実車による指導においては、検査結果に基づき別添3「運転行動診断票」を作成し、これにより行うものとする。

エ 天候不順時の対応

天候不順及び積雪等により、実車による指導が困難な場合は、代替措置として、運転シミュレーター等を活用するものとする。

オ 各種事故防止

講習指導員は、受講者の服装等を点検し、特に自動二輪車及び原動機付自転車の実車による指導に当たっては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に装着させ、各種事故防止を徹底すること。

(4) 運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導に加え、実車指導では指導することが困難な交通事故やその他の危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を調査して診断するため、必要と認める者に運転シミュレーター操作による指導を行うこと。

イ 使用する運転シミュレーターは、保有する免許に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は原動機付自転車用とする。

8 考査の実施

考査は、講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、別添4「違反者講習感想文」を20分で記載し、提出させる方法により行うものとする。

終了後は、結果に基づいて講評し、今後の安全運転の動機付けをすること。

9 聴覚障害者への対応

聴覚障害者が受講する場合の配意事項は、概ね次のとおりとするが、これに限定することなく、講習効果の上がる講習の実施に努めること。

(1) 講習に際しては、要約筆記者等の同席や聴覚障害者の席順等について配意すること。

また、講習内容の説明資料等の配布や字幕付き映像資料等の活用に努め、字幕が入っていないビデオ教材等を使用する場合は、教材のあらすじを事前に配布するなど、映像の内容を理解できるようにするための措置を講じること。

(2) 社会参加活動を含む講習での街頭活動にあっては、あらかじめ活動の目的及び活動内容を理解できるようにするための資料の準備と、活動現場における補助者を配置するなど事故防止等に万全を期すこと。

(3) 社会参加活動を含まない講習での実車による指導にあっては、特に二輪車を使用する指導において、不測の事態が発生した際にこれに対処できるように無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

10 講習効果の測定と事故防止

(1) 講習効果の測定

講習の効果を測定するため、受講者の受講後の交通違反、交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めること。

(2) 事故防止

講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、特に自動二輪車及び原動機付自転車の実車による運転適性診断に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

また、講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入すること。

11 特異事項の報告

受託者は、次に掲げる特異事項が発生した場合は、速やかに公安委員会に報告するものとする。

- (1) 講習中に受傷事故又は交通事故が発生したとき
- (2) その他講習に関し、特異事項が発生したとき

第4 事務処理上の留意事項

1 講習の実施計画等

公安委員会は、違反者講習実施計画表を作成し、受託者に交付するものとする。

なお、受託者は、社会参加活動の場所及び活動内容について、「社会参加活動実施計画書」(委託規則別記様式第28号)により、毎月25日までに、翌月の実施計画を策定し公安委員会に報告すること。

2 違反者講習の通知書

公安委員会が、受講者に対して法第108条の3の2の規定により行う通知は、「違反者講習通知書」(府令別記様式第22の11の2)により行うものとする。

なお、違反者講習通知書の送付は、封書で、かつ、配達証明郵便により行うこと。

3 講習日時の指定及びその変更

講習区分ごとに、講習日時を指定するものとする。ただし、受講対象者の利便性を考慮し、受講対象者から指定した講習日の変更に係る申し出があったときは、柔軟に対応すること。

4 講習対象者がやむを得ない理由の書類を提出したときの措置

やむを得ない理由により受講期間内に講習を受けられず、その後に講習を受けたいと申出する者には、やむを得ない理由のあったことを証するに足りる書類を提出させることとなる(府令第38条の4の2第3項)が、当該書類によりやむを得ない理由の確認ができた場合は、速やかに講習を受講させること。

5 講習の移送等

(1) 講習の移送

違反者講習の通知をしようとする場合において、講習対象者がその住所地を他の都道府県に変更していたときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、速やかに現にその住所地を管轄する公安委員会(以下「新公安委員会」という。)に「違反者講習移送通知書」(別記様式2)を送付すること。

違反者講習の移送通知書の送付を受けたときは、速やかに講習対象者に違反者講習の通知をするものとする。

また、違反者講習の通知をした後、講習対象者が他の都道府県に住所地を変更した場合において、その者が新公安委員会の行う違反者講習の受講を希望するときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行った上で受講の申出をするよう指導するとともに、新公安委員会に「違反者講習通知移送通知書」(別記様式3)を送付すること。

(2) 期間経過の通知

違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書の送付を受けたとき

は、講習対象者が受講期間内に講習を受けなかった場合には、その者が違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会に「違反者講習期間経過通知書」(別記様式4)を送付するものとする。

6 公安委員会への報告等

(1) 公安委員会への報告

ア 受講申込受理状況の報告

受託者は、講習の予約状況を集約し、講習日前日までに、講習区分に応じ、「違反者講習受講申込受理簿（社会参加活動を含む講習）」(別記様式5)又は、「違反者講習受講申込受理簿（社会参加活動を含まない講習）」(別記様式6)を作成し送付すること。

イ 申請書及び納付書の送付

講習を実施した場合は、講習を修了した日の当日のうちに、申請書と納付書を送付すること。

ウ 違反者講習結果報告書等

受託者は講習を終了したその日のうちに、「違反者講習実施結果報告書」(委託規則別記様式第29号)を作成し、違反者講習感想文を添付し報告すること。

エ 運転適性検査結果等

講習において、運転適性検査（ペーパーテスト）を実施した場合は、「運転適性検査（ペーパーテスト）実施結果報告書」(別記様式7)、シミュレーターを実施した場合は、「運転技能診断（シミュレーター）実施結果報告書」(別記様式8)、C R T 運転適性検査機による運転適性検査を実施した場合は、「運転適性検査（C・R・T）実施結果報告書」(別記様式9)により、都度、報告すること。

オ 月報

毎月10日までに、前月の講習実施結果を集計し、「違反者講習月間実施結果報告書」(委託規則別記様式第27号)を提出すること。

(2) 講習受講済みの登録等

公安委員会は、講習を実施し、又は(1)ウの報告を受けたときは速やかに講習終了者についての登録、整理を行うこと。

(3) 備付簿冊

受託者は、次の簿冊を備え付けるものとする。

番号	備付簿冊	保存年限	備考
1	違反者講習指導員名簿	1年	異動の都度加除訂正
2	講習指導員承認申請書（控）	1年	

3	講習指導員等解任等届出書（控）	1 年	
4	社会参加活動実施計画書綴	1 年	
5	違反者講習申込受理簿(控)	1 年	
6	違反者講習月間実施結果報告書（控）	1 年	

別紙

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

3 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置がとれるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛けかりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力(①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑)について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み

等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5 安全運転の方法

(1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3) 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。
その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6 事故時の対応と応急救護処置

財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度(初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習)について、図表等を用いて解説すること。

8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9 安全運転5則

(1) 「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々の交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

違反者講習実施基準

青森県警察本部交通部 運転免許課

別添2

○ 四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所	道路形状	診断の着眼点
コース 所要時間 20～30分程度 走行距離 おおむね2～3km	1 外周、外回り 2 外周、内回り 3 クランクS字 4 見通しの悪い交差点 直進、右折、左折	速度の加減速の状況 交差道路への対応 ハンドルさばき、減速調整 飛び出しに対する警戒状況

○ 二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所	道路形状	診断の着眼点
コース 所要時間 20～30分程度 走行距離 おおむね2～3km	1 慣熟走行 2 目標制動 3 コーナリング 4 スラローム	正しい運転姿勢、基本走行 ブレーキ操作と制動距離 カーブでの進路保持と速度調整 ハンドル操作と速度調整

(注)

- 1 所要時間、走行距離等は、受講者1人当たりの基準を示す。
- 2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間（一人当たり10分程度）を除いたものである。また、道路で実施する場合、交通渋滞等の状況を勘案して所要時間に幅を持たせている。
なお、所要時間は、指導の時間を含むものとする。

運転行動診断票

実施年月日	年月日	指導員氏名		四輪	二輪
受講番号		受講者氏名		男	女
1 運転姿勢	●基本的な乗車姿勢 ●運転行動に対する心の持ち方	○基本動作の有無 ○実車指導を通じた受講者の受講姿勢（指導員の指摘事項等に対する履行状況を含む）			
2 交通法規の遵守	●道路標識・標示の確認 ●交差点での通行方法、車間距離、法定・指定速度等の原則に従っているか	○見落としが多い。 ○法規を無視しがちである ○法規の遵守にむらがある。 ○慎重過ぎてもたつく。			
3 交通情勢の迅速な把握及び的確な判断、処理	●交通情勢に応じた認知・判断・操作状況	○状況把握及び動作が全て遅れがちとなる。 ○交通の幅をそうする場面で戸惑いがちになる。 ○周囲の状況に頓着なく、雑な運転をする。 ○機敏性がなく慎重だが、まどろい感じがする。			
4 歩行者、自転車等他の交通に対する心配り、運転マナー	●歩行者、自転車、子供、高齢者等交通弱者に対する態度 ●他人に対する譲り合いの気持ち	○交通弱者等を無視し、自分本位の運転をする。 ○歩行者等との間近な側方通過など危険性のある運転をする。 ○人や車の動きにこだわりなく、すばらしい運転をする。 ○相対的にマナーに欠けるきらいがある。			
5 交通の流れに沿った安全で円滑な走行	●総合観察	○交通の流れに乗れず、もたもたした運転をする。 ○周囲を見ずに先を急ぎきらいがある。 ○思い付きでヒヨイと動く、せっかちな運転をする。 ○人目を引くような無理な右・左折等をする。			
6 設定課題における走行特徴	●交差点における右・左折 ●信号交差点における走行 ●指定場所における一時停止 ●カーブ走行 ●進路変更（合図含む） ●横断歩道の通過 ●駐停車車両等障害物の測定通過				
7 総合評価	●全体に安全運転か ●落ち着いて慎重か ●受講者の性能、性格別個癖	○ 優 やや優 普通 やや劣る 劣る ○ 優 やや優 普通 やや劣る 劣る ○状況判断力 ○動作の正確さ ○動作の速さ ○衝動抑制性 ○自己顕示性 ○神経質傾向 ○抑うつ性 ○感情高揚性 ○攻撃性 ○協調性 ○情緒安定性			

注：余白を利用し、受講者の運転行動をチェックすること。

別添4

違 反 者 講 習 感 想 文

受講番号	氏名	男・女	年 月 日実施
生年月日	年 月 日生(歳)	免許種別	年 月 日取得
過去の違反や交通事故について反省する点がありますか。 (ヒヤリ・ハットしたことではないですか?)			
運転適性検査の診断結果で気づいたことはありますか。 自分の運転のくせと比較して下さい。			
講義を聴いて参考となったことがありますか。			
・社会参加活動に参加してどんなことを感じましたか。 ・実車指導等を受けて参考になったことがありますか。 (講習の区分に応じて書いてください)			
今回の講習に参加して今後、自分の運転にどのように生かしたいと思いますか。			
本講習全般についての要望事項や気づいたことを書いて下さい。			
備 考			

別記様式 1

違反者講習通知手数料納付書

年　月　日

青森県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の3の2の規定による違反者講習通知手数料を納付します。

講習月日	月　　日	講習場所	
	手数料	円	
県 収 入 証 紙 ち よ う 付 欄			

別記様式2

違反者講習移送通知書

年　月　日

公安委員会 殿

青森県公安委員会 印

下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。

住所 (本邦における住所)			
氏名	生年月日	年	月　日
免許証番号 (国際運転免許証等の番号)	第	号	公安委員会交付
	第	号	年　月　日
免許の種類 (運転することができる自動車等の種類)			
理由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第102条の2に該当 <input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の4の2に該当		
基準該当時公安委員会			
備考			

- 備考 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式3

違反者講習通知移送通知書

年　月　日

公安委員会 殿

青森県公安委員会 印

下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

住 所 (本邦における住所)			
氏 名	生年月日	年 月 日	生
免 許 証 番 号 (国際運転免許証等の番号)	第	号	公安委員会交付
	第	号	年 月 日
免 許 の 種 類 (運転することができる 自 动 車 等 の 種 類)			
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第102条の2に該当 <input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の4の2に該当		
講 習 通 知	年 月 日	公安委員会通知	
基準該当時公安委員会			
備 考			

- 備考 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった
時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式4

違反者講習期間経過通知書

年　月　日

公安委員会 殿

青森県公安委員会 印

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住 所 (本邦における住所)			
氏 名	生年月日	年 月 日生	
免 許 証 番 号 (国際運転免許証等の番号)	第 号	公安委員会交付	
免 許 の 種 類 (運転することができる 自 動 車 等 の 種 類)	第 号	年 月 日	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式5

違反者講習受講申込受理簿(社会参加活動を含む講習) 月 日(曜日)

受理番号	通知番号	氏名	住所	連絡先・電話番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

別記様式 6

違反者講習受講申込受理簿 (社会参加活動を含まない講習) 月 日 (曜日)

受理番号	通知番号	氏名	住所	連絡先・電話番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

別記様式 7

年 月 日

運転免許課長 殿

受託機関名

運転適性検査（ペーパーテスト）実施結果報告書

違反者講習対象者 名に対して、 年 月 日実施したペーパーテストの判定結果については、これを被検査者に教示、指導したうえ交付したから報告します。

記

1 ペーパーテスト実施者 _____

2 採点、評価、判定 _____

3 判定結果

評価	価	計
優れている	5	
やや優れている	4	
普通	3	
やや劣る	2	
劣る	1	

4 備考

別記様式8

年　月　日

運転免許課長 殿

受託機関名

運転技能診断（シミュレーター）実施結果報告書

違反者講習対象者 名に対して、 年 月 日実施したシミュレーターを使用した運転技能診断の判定結果は、別紙のとおりであるが、これを被検査者に教示、指導したうえ交付したから報告します。

記

1 診 断 実 施 者

2 診 断 結 果

別紙のとおり。

3 参考事項

別記様式9

年　月　日

運転免許課長 殿

受託機関名

運転適性検査（C・R・T）実施結果報告書

違反者講習対象者 名に対して、 年 月 日実施した検査
の判定結果について、これを被検査者に教示、指導したから報告します。

1 検査実施者

2 判定結果

評価	価	計
優れている	5	
やや優れている	4	
普通	3	
やや劣る	2	
劣る	1	

3 参考事項